経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するRapidus株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する協議における同意をするための基準(案)に対する意見公募の結果について

令和８年２月１７日
経済産業省商務情報政策局情報産業課・総務課

令和８年１月４日から同年２月２日にかけて、「経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するRapidus株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する協議における同意をするための基準(案)」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、意見公募終了後に所要の技術的修正を行いましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見（１件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

１．意見公募の実施方法

（１）意見公募期間
令和８年１月４日（日）～令和８年２月２日（月）

（２）意見公募の掲載媒体
電子政府の総合窓口（e-GOV)、窓口配布

（３）意見提出方法
電子政府の総合窓口（e-GOV）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

２．意見公募の結果
提出意見数４件

３ 本件に関するお問い合わせ先
経済産業省商務情報政策局情報産業課・総務課
住 所：〒１００－８９３１ 東京都千代田区霞が関１－３－１
電 話：０３－３５０１－６９４４

	提出意見	提出意見を考慮した結果
１	文末の「こと」の次に「。」を加えるべき。	いただいたご意見を精査の上、本文に必要な修正をさせていただきました。
２	１．告示案第３条ただし書について、ただし書の場合には、各号の基準に適合しなくても同意するという趣旨なのか、各号の基準に適合していても同意しないという趣旨なのか、不明である。 ２．仮に原案のとおりとする場合であっても、「この限りではない」を「この限りでない」とすべきである。	１．告示案第３条ただし書については、各号の基準に適合していない場合であっても同意をするという趣旨で記載しております。 ２．いただいたご意見を精査の上、本文に必要な修正をさせていただきました。

3	高度な専門性が求められる半導体分野において、技術的な知見を持たない官僚による過度な管理や介入は、開発スピードを致命的に阻害します。	平時において保有する議決権や黄金株による拒否権の行使等について、それらの権利保有の趣旨を明確化するため、開発スピードを阻害しない制度設計となるよう、権利行使に係る基準に関して本告示で定めております。
4	第2条柱書について、 法律において選定時に公表するものとされている実施計画の概要は「事実上の拒否権が付与された“黄金株”とする」ため、「拒否権」以外の「当該拒否権付株式種類株主総会を欠席若しくは棄権しようとする旨の協議があった場合において」同意すべきではない。 第3条1号ロについて、 「主要経営者」の定義がなく、代表取締役であるか、その他の経営者の範囲を明確すべきである。	実施計画の概要に記載されている「事実上の拒否権」の中には、欠席又は棄権する権利も含まれていると考えております。 「主要経営者」は、ラピダス株式会社の経営に大きな影響を与える者を想定しております。ラピダス株式会社の経営体制等の状況を踏まえ、主要経営者の範囲を個別に判断してまいります。